

## 【ドイツ】 アッセ放射性廃棄物処分場の閉鎖のための原子力法の改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

\* アッセ岩塩鉱山の立坑施設には、低・中レベル放射性廃棄物が地層処分されている。この岩塩鉱山に地下水が流入しているため、立坑施設の閉鎖が急がれている。閉鎖の手続を迅速化するために原子力法が改正された。

### 1 アッセ放射性廃棄物処分場

アッセ放射性廃棄物処分場は、ニーダーザクセン州のアッセ岩塩鉱山の立坑施設にある。岩塩鉱山では 1909～1964 年に岩塩等が採掘され、131 の地下の空洞ができた。1967～1978 年には、このうち地下 750～500 メートルにある 13 の空洞に約 126,000 本の容器の低・中レベル放射性廃棄物が地層処分された。アッセ立坑施設は、1979～1995 年には高レベル放射性廃棄物の処分の研究に利用され、その後利用は中止された。

しかし、地盤が脆弱化して亀裂が入り、1988 年には、塩分を含む地下水が鉱山に流入していることが確認されていた。毎日約 1 万 2 千リットルの地下水の流入が現在も継続し、地下水が放射能に汚染され、鉱山が陥没するおそれもある。このため、立坑施設の利用の中止後、その閉鎖が検討されてきた。閉鎖の方法の選択肢として、①放射性廃棄物の回収並びに別の場所での中間貯蔵及び最終処分、②回収せずコンクリートで空洞を埋め戻す、③より深い地下の空洞への放射性廃棄物の移設の 3 つがあった。

### 2 アッセ立坑施設と原子力法

1959 年に制定された原子力法（注 1）は連邦法であるが、制定時、放射性廃棄物に関する規定がなかった。そのため、アッセ立坑施設における放射性廃棄物の処分は、州の鉱業法の規定に基づいて、連邦出資の放射線研究機関により行われていた。

原子力法は 1976 年に改正され（注 2）、放射性廃棄物の処分の規定が新たに定められた。改正により、州は域内で発生した放射性廃棄物の中間貯蔵場を設置し、連邦は放射性廃棄物の最終処分場を設置しなければならないとされた（第 9a 条第 3 項）。また、最終処分場の設置や運営等は原子力法で定める計画確定手続によらなければならないとされた。計画確定手続においては、安全性が審査され、公衆や関係官庁に手続参加の機会が与えられる（第 9b 条）。アッセにおける放射性廃棄物の処分は、1976 年の改正原子力法施行前の関係法令の許可に基づいていたため、この許可の期限が切れる 1978 年まで放射性廃棄物の処分が行われたのである。アッセ立坑施設は、その後もなお鉱業法の規定に基づいて管理運営されていたが、処分場を閉鎖する場合、鉱業法の定める手続は、今日要請される安全上の要件を満たすものではないことが問題とされていた。

そのため、2009 年の原子力法改正（注 3）により、アッセ立坑施設は放射性廃棄物

最終処分場と同様に扱われることとなり、所管が州から連邦へと変更された。アッセ立坑施設の管理者は連邦放射線防護庁とされ（第 23 条）、連邦放射線防護庁が施設の閉鎖とそれまでの管理を行うこととされた。また、アッセ立坑施設の閉鎖には、計画確定手続を要する旨が定められた。（第 57b 条）。

### 3 原子力法の改正

連邦放射線防護庁がアッセ立坑施設の閉鎖の方法を検討した結果、施設からの放射性物質の回収が優先的に行われることになり、この手続を迅速化するため原子力法が改正された（注 4）。以下、改正後の原子力法第 57b 条の概要を紹介する。

#### ・放射性廃棄物の回収

改正により、アッセ立坑施設の閉鎖の方法として放射性廃棄物の回収を優先することが定められた。しかし、住民と作業員の放射線被曝リスクが正当なものでない場合には、回収を中止しなければならない。放射性廃棄物の回収を法律上の要件に従って行うことができない場合には、利益衡量をして他の最善の方法で施設を閉鎖しなければならない。放射性廃棄物回収の中止の決定又は閉鎖方法の決定の前には、連邦の所管官庁は連邦議会に対して教示しなければならない、公衆には意見表明の機会を与えなければならない。

#### ・手続の迅速化

放射性廃棄物の回収を遅滞なく行うため、手続の迅速化が定められ、州の所管官庁は、放射性廃棄物の回収の許可手続において、許可が見込まれる場合には、準備措置の事前の開始を許容することができるとされた。これにより、放射性廃棄物回収の技術的可能性を検証するための試行調査を早期に着手することが可能となった。

#### ・放射線防護令の限度値適用の特例

アッセ立坑施設において放射性廃棄物でない放射性物質の加工等をする者は、当該放射性物質の放射能が放射線防護令で定める限度値の 10 倍を超えない場合には、放射性物質取扱いの許可が不要とされた。これにより、放射能で汚染された地下水の処理が容易になった。

#### 注

(1) Gesetz über die friedliche Verwendung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren vom 23. Dezember 1959 (BGBl. I S.814).

(2) Viertes Gesetz zur Änderung des Atomgesetzes vom 30. August 1976 (BGBl. I S.2573).

(3) Zehntes Gesetz zur Änderung des Atomgesetzes vom 17. März 2009 (BGBl. I S.556).

(4) Gesetz zur Beschleunigung der Rückholung radioaktiver Abfälle und der Stilllegung der Schachanlage Asse II. vom 20. April 2013 (BGBl. I S.921).

参考文献（インターネット情報は 2013 年 4 月 19 日現在である。）

・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/11822, 12537.

・Niedersächsischer Landtag, *Drucksache*, 16/5300.

・連邦放射線防護庁ウェブサイト <<http://www.bfs.de/bfs>>